

南幌流通団地 事業用定期借地権設定要領

北 海 道 南 幌 町

目 次

1	賃貸申込資格.....	- 2 -
2	南幌流通団地の概要.....	- 2 -
3	事業用定期借地権設定条件.....	- 2 -
4	賃貸の申込手続.....	- 4 -
	（1）提出書類（各1部）.....	- 4 -
	（2）注意事項等.....	- 5 -
5	賃貸企業等の決定.....	- 5 -
	（1）決定方法.....	- 5 -
	（2）審査の主なポイント.....	- 5 -
	（3）決定通知.....	- 5 -
	（4）賃貸の取消し.....	- 5 -
	（5）決定の辞退.....	- 6 -
	（6）留意事項.....	- 6 -
6	契約の締結.....	- 6 -
7	賃料の納入方法.....	- 6 -
8	契約保証金.....	- 6 -
	（1）納入期限.....	- 6 -
	（2）返還方法.....	- 6 -
9	禁止事項.....	- 6 -
10	反社会的勢力.....	- 7 -
11	操業の時期及び建設計画.....	- 7 -
	（2）計画書類の提出.....	- 7 -
12	契約の解除及び違約金.....	- 7 -
13	原状回復.....	- 8 -
14	費用償還請求権等の放棄.....	- 8 -
15	環境の保全対策.....	- 8 -
16	その他.....	- 8 -
	（1）上水.....	- 8 -
	（2）下水.....	- 8 -
	（3）電力及び通信.....	- 8 -
	（4）工場立地法の届出.....	- 8 -
	（5）その他.....	- 9 -

1 賃貸申込資格

- ・製造業（日本標準分類に掲げる大分類 E-製造業）
- ・運輸業、郵便業（日本標準分類に掲げる大分類 H-運輸業、郵便業）
- ・卸売業、小売業（日本標準分類に掲げる大分類 I-卸売業、小売業）等

（１）上記の業種のうち、次の条件をすべて満たす企業等とします。

- ① 地元の労働者を積極的に雇用し、地域の経済発展に貢献すること。
- ② 公害防止に万全を期し、地域の環境保全に資すること。
- ③ 工場等の建設、経営に必要な資力及び信用を有すること。
- ④ 事業用定期借地権設定契約締結の日から３年以内に工場等を建設し操業すること。
- ⑤ 事業計画及び資金計画が適切で、事業用定期借地に係る契約保証金及び土地賃貸料を確実に支払うこと。
- ⑥ 租税の滞納がないこと。
- ⑦ 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年南幌町条例第 20 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定にする暴力団、暴力団員及び暴力団事業者に該当しないこと。

2 南幌流通団地の概要

- 所在地 北海道空知郡南幌町南 16 線西 10 番地(令和 9 年 3 月 1 日住居表示実施予定)
- 団地面積 約 28.9ha
- 分譲面積 約 23.6ha
 - 【内訳】
 - ▶北海道住宅供給公社所有地 約 14.9ha
 - ▶南幌町所有地 約 8.7ha
- 区画面積 6,896.10㎡～19,807.84㎡
- 用途地域 準工業地域（建ぺい率：60％ 容積率：200％）
※「南幌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」（令和 5 年 3 月南幌町条例第 11 号）で用途の制限内容を定めています。
- 道 路 団地内道路幅員 12m
- 上 水 長幌上水道企業団
- 下 水 南幌町
- 電 力 北海道電力㈱ ※供給電力事前協議必要
- ガ ス プロパンガス
- 通 信 N T T 東日本光回線

3 事業用定期借地権設定条件

（１）賃貸区画



区画	賃貸面積	土地所有者	区画	賃貸面積	土地所有者
①	17,160.72 m ²	道公社	⑩	6,896.16 m ²	内定済
②	16,984.86 m ²	道公社	⑪	6,896.35 m ²	道公社
③	15,085.99 m ²	道公社	⑫	6,896.13 m ²	道公社
④	19,665.54 m ²	南幌町	⑬	6,896.10 m ²	道公社
⑤	19,807.84 m ²	南幌町	⑭	18,872.31 m ²	内定済
⑥	19,757.71 m ²	南幌町・道公社	⑮	18,846.44 m ²	南幌町・道公社
⑦	8,375.31 m ²	道公社	⑯	18,955.76 m ²	南幌町・道公社
⑧	7,978.51 m ²	道公社	⑰	18,952.85 m ²	道公社
⑨	8,003.53 m ²	道公社			

※道公社は北海道住宅供給公社を表します。

※上記の区画面積は設計上の面積であり、工事完了後に確定します。

(2) 定期借地権の条件

- ① 借地借家法第23条第2項に規定する事業用定期借地権とします。
- ② 賃貸対象土地を事業の用に供する建物の建築及びこれに付帯して設置する駐車場等に利用する目的の土地賃貸のため、当該事業用途以外の用途には利用できません。
- ③ 借地権設定契約の更新及び建物の築造による契約期間の延長はありません。

- ④ 建物の買取り請求はできません。
- ⑤ 民法（明治29年法律第89号）第619条（賃貸借の更新の推定等）の適用はないものとします。
- （3）契約期間 原則として10年、15年及び20年の3区分の期間とします。
- （4）契約方法 事業用定期借地権設定契約の覚書と公正証書によります。
- （5）賃貸価格等
 - ①賃料 月額55円／㎡（約200円／坪）
 ※賃料計算期間が1か月未満のときは、月額賃料を日割り（100円未満切捨て）で計算します。
 - ②賃料改定 経済状況及び近傍類似の土地の賃料等と比較し、賃料を改定する場合があります。

（6）契約保証金

契約を締結する際に契約期間に応じた下記の契約保証金を預託していただきます。

契約期間	10年	15年	20年
保証金額	月額賃料の12か月分	月額賃料の18か月分	月額賃料の24か月分

～ 事業用定期借地権とは ～

「事業用定期借地権」とは、居住用ではなく事業用の建物を所有するために土地を賃貸借する定期借地権の一形態です。法改正により平成20年1月1日から設定期間が短期タイプ（10年以上30年未満）と長期タイプ（30年以上50年未満）に区分されました。

なお、南幌町では借地権存続期間を短期タイプの期間内「10年以上20年以内」に設定しています。

～ 公正証書とは ～

「公正証書」とは、法務大臣が任命する公証人（長年法律関係の仕事をしてきた専門家）が作成する法律上完全な証拠力をもつ証書です。

4 賃貸の申込手続

（1）提出書類（各1部）

- ① 南幌流通団地事業用定期借地権設定申込書（様式第1号）
- ② 工場等立地事業計画書（様式第2号）
- ③ 暴力団及び暴力団員に該当しない旨の誓約書（様式第3号）
- ④ 定款
- ⑤ 法人の履歴事項全部証明書（受付時に発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 印鑑証明書（受付時に発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 財務諸表（直近2期分）
- ⑧ 直近の国税・地方税の滞納がない旨の証明（受付時に発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑨ 会社案内等参考になる資料

※申込企業等が個人の場合は④、⑤は必要ありません。

(2) 注意事項等

- 提出された書類は、原則として返却しません。
- 提出書類等の作成に係る一切の費用は、申込企業等の負担とします。
- 提出された書類は、南幌町情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。

5 賃貸企業等の決定

(1) 決定方法

南幌町は、申込みを受けた後、提出書類及びヒアリングに基づき南幌流通団地誘致企業選定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、総合的に審査をしたうえで賃貸を決定します。

同区画において賃貸申込審査中に別の分譲申込みがあった場合は、分譲を優先します。

(2) 審査の主なポイント

- ① 賃貸申込資格に該当しているか
- ② 経営状況
 - ・安定した企業活動を継続しているか
 - ・経営内容が健全か
- ③ 成長性、将来性
 - ・事業に成長性、将来性があるか
 - ・南幌町の産業施策に合致した事業であるか
- ④ 事業計画の実現性
 - ・事業計画及び施設の建設計画が具体的で、必要な資力及び資金計画があるか
- ⑤ 地域への経済効果
 - ・建物及び設備等の投資や南幌町内企業との取引等により地域への経済効果が期待できるか
- ⑥ 雇用創出の効果
 - ・地域における雇用創出が期待でき、移住・定住人口の増加が期待できるか
- ⑦ 社会貢献度
 - ・防災協力、子育て支援に積極的
 - ・南幌町や地域の活動に積極的
- ⑧ 環境対策等への取組
 - ・水質保全、騒音、振動、臭気等への対策について取組がされているか
 - ・SDG s（持続可能な開発目標）及び脱炭素化への取組が積極的であるか

(3) 決定通知

南幌町は、委員会の審査結果を賃貸申込企業等に書面で通知します。なお、審査の経過に関する問い合わせ及び結果に対する異議には一切応じられません。

(4) 賃貸の取消し

賃貸を決定した企業（以下「賃貸決定企業」という。）が次のいずれかに該当したときは、賃貸の決定を取り消すことがあります。

- ① 賃貸申込資格を満たしていないことが判明したとき

- ② 申込書、その他提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③ 社会的な信用を著しく失墜させる行為があったとき
- ④ その他、事業用定期借地権設定契約を締結することが困難となる重大な事案が発生したとき

(5) 決定の辞退

賃貸決定企業は経済情勢、その他特殊事情に限り、賃貸の決定を辞退することができます。その場合は覚書の締結までに書面で届出する必要があります。

(6) 留意事項

- 賃貸決定企業の選考期間中、南幌町は新たな賃貸申込受付は行いません。
- 賃貸企業の内定後、他に未内定の区画があり、希望した区画において内定とならなかった賃貸申込企業等がいる場合、代替区画を提示し、賃貸内定企業とすることについて協議する場合があります。

6 契約の締結

【南幌町と事業用定期借地権設定契約を締結する場合】

(1) 契約

賃借人は、南幌町が指定する日までに事業用定期借地権設定契約に関する覚書を締結し、その後公正証書による事業用定期借地権設定契約を締結していただきます。公正証書作成に要する費用は南幌町及び賃借人が2分の1ずつ負担します。

7 賃料の納入方法

(1) 納入期限

毎月末日までにその翌月分を納入していただきます。ただし、契約期間開始日の属する当月分の賃料は、当月末日までに納入していただきます。

(2) 納入の遅延

賃料を指定納付期限までに納入しないときは、その期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該未払額に対し、年14.6パーセントの遅延利息を南幌町に納入していただきます。

8 契約保証金

(1) 納入期限

事業用定期借地権設定契約に関する覚書の締結と同時に月額賃料及び契約期間に応じた額を契約保証金として預託していただきます。預託された契約保証金には利息を付しません。

(2) 返還方法

契約保証金は、契約期間が満了し、契約条項に違反等がない場合には全額返還します。ただし、契約条項に基づき生じた債務に未払いがある場合は、契約保証金を充当します。

9 禁止事項

- (1) 賃貸借する土地において、関係法令等に違反する建物及び工作物を建築すること。

- (2) 南幌町の承諾なく、賃貸借する土地を第三者に転貸すること。
- (3) 事業用の建物を居住の用に供すること。
- (4) 事業用定期借地権設定契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定すること。
- (5) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）を本件土地及び建物等に反復継続して出入りさせること。
- (6) 本件土地及び建物等を反社会的勢力の事務所その他活動拠点として供し、又は危険薬物や違法薬物の販売等若しくは特殊詐欺の場として供すること。
- (7) その者が反社会的勢力であることを知りながら、賃借人がその者を雇用又は使用すること。

10 反社会的勢力

賃貸人及び賃借人は、それぞれ相手方に対し、次の各号に規定する事項を確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力又はこれらの者の支配下にある者ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を使用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (3) 自ら又は第三者を使用して、相手方に対して脅迫的な言動、暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

11 操業の時期及び建設計画

- (1) 操業の時期

賃借人は、事業用定期借地権設定契約締結の日から3年以内に工場等立地事業計画書の用途に供するものとします。ただし、あらかじめ南幌町の承認を受けたときはこの限りではありません。

- (2) 計画書類の提出

必要に応じて事業用定期借地権設定契約締結の日から、工場立地法（昭和30年法律第24号）第6条に定める届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に定める建築確認申請の提出までに、事前に図面等を南幌町に提出していただきます。

12 契約の解除及び違約金

- (1) 賃借人が次のいずれかに該当したときは、南幌町は契約を解除することができるものとし、契約を解除したときは、直近賃料の12か月分を違約金として納入していただきます。
 - ①賃料を3か月分滞納したとき。
 - ②禁止事項に該当したとき。
 - ③関係機関等から賃貸借する土地の利用計画の中止を求められたとき。
 - ④その他契約条項に違反したとき。
- (2) 賃貸企業等の都合により契約を解約する場合は3か月前までに南幌町に通知し、承認を受けていただきます。
- (3) 契約の解除・解約により発生する損失を南幌町に対して請求することはできません。

13 原状回復

- (1) 契約存続期間が満了するとき又は契約が解除されたときは、賃借人の負担で賃貸借した土地に存する建物その他工作物を撤去し、南幌町が指定した日までに原状に回復して返還していただきます。
- (2) 指定した日までに原状回復ができないときは、南幌町は賃借人の代わりに原状回復の措置を行い、その費用を賃借人に請求できるものとします。
- (3) 賃借人は、賃貸借した土地の契約存続期間が満了する1年前までに返還に関する事項について南幌町に文章で提出していただきます。

14 費用償還請求権等の放棄

賃借人は、賃貸借した土地の使用に必要な一切の費用、経費を負担するものとし、契約存続期間が満了するとき又は契約が解除されたときは、有益費用の償還請求権の行使及び補償、立退料等を請求することはできません。

15 環境の保全対策

- (1) 周辺住民の健康の保護並びに地域の生活環境の保全を図るため契約締結の際に環境保全協定を締結していただきます。
- (2) 賃借人は、排水、ばい煙、粉じん、ガス、臭気、騒音及び振動等による公害を未然に防止するため、公害防止関係法令を遵守し、常に適切な防止措置を講じるものとします。
- (3) 賃借人は、工場等の操業による産業廃棄物の収集運搬、保管及び処理等は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び南幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年南幌町条例第16号）等の関係法令を遵守し、適切に処理してください。

16 その他

- (1) 上水
 - 生活用水及び工業用水は長幌上水道企業団から供給を受けていただきます。
 - 賃借人は、必要に応じて受水槽を設置してください。
 - 地下水の揚水を利用する場合は別途ご相談ください。
- (2) 下水
 - 分流式下水道となり、汚水排水・雨水排水それぞれ処理をして頂きます。この場合において汚水排水は既設公共桝の接続が必要となります。
 - 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、千歳川流域は特定都市河川及び特定都市河川流域に指定（令和5年8月31日）されたため、特定都市河川流域内土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為は北海道知事の許可が必要になります。
- (3) 電力及び通信
 - 北海道電力株式会社及びN T T東日本により供給されるため、あらかじめ協議してください。
 - 光ファイバー回線の利用が可能ですが、別途契約が必要となります。
- (4) 工場立地法の届出
 - 工場立地法（昭和34年法律第24号）により、製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、

地熱及び太陽光発電所を除く。)に該当し、敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積(建物の合計) 3,000 m²以上の工場又は事業場(特定工場)を設置する場合には、事前に計画を届け出る必要があります。

(5) その他

○土地の引渡し後の境界杭の保全管理等は、賃借人において行っていただきます。

○賃貸企業等は、立地企業で組織する「南幌工業団地企業協議会」に加入していただきます。

南幌流通団地賃貸のスケジュール

南幌流通団地の賃貸申込から操業までのスケジュールは次のようになります。

① 南幌流通団地事業用定期借地権設定申込（賃借人）

- ・南幌流通団地事業用定期借地権設定申込書及び工場等立地事業計画書等必要書類の提出



② 賃貸企業等の審査・決定（南幌町）

- ・提出書類に基づき総合的に審査し、審査結果を賃貸企業等に通知
- ・事業用定期借地権設定契約のための覚書（案）提示



③ 事業用定期借地権設定契約のための覚書の締結（南幌町・賃借人）

- ・事業用定期借地権設定契約のための覚書の締結



④ 契約保証金の納付（賃借人）

- ・南幌町が指定する期限までに契約期間・月額賃料に応じた額を納付



⑤ 事業用定期借地権設定契約の締結（南幌町・賃借人）

- ・公正役場において公正証書による事業用定期借地権設定契約の締結
- ・契約と同時に環境保全協定の締結



⑥ 賃貸用地の引渡し（南幌町・買受人）

- ・公正証書作成後、賃貸借する土地の引渡し（南幌町から買受人）
- ・土地引受書の提出（賃借人）



⑦ 賃貸料の納付（賃借人）

- ・土地引渡し日の属する当月分の賃料及び翌月分の賃料を当月末日までに納入
- ・以降毎月末日までに翌月分の賃料を納入



⑧ 施設等設計・関係機関との調整（賃借人）

- ・工場等の施設・敷地利用の設計
- ・公害等関係機関との調整
- ・上水道、排水、電気等関係機関との調整
- ・工場立地法届出の調整（製造業等指定業種の場合）



⑨ 建築確認事前確認（賃借人）

- ・建設計画書及び図面等の提出



⑩ 建築確認申請（賃借人）

- ・建築確認申請書の提出



⑪ 施設等の着工（賃借人）

- ・着工届の提出（賃借人から南幌町）
- ・工場等の施設の着工



⑫ 施設竣工・操業（賃借人）

- ・工場等の施設の竣工
- ・竣工届の提出（賃借人から南幌町）
- ・建築完了検査
- ・固定資産税課税評価
- ・工場等操業

関係機関及び所在地

■建	築	南幌町都市整備課都市施設係 (南幌町役場 1 階)	TEL 011-398-7226
		北海道空知総合振興局 札幌建設管理部建設行政室建設指導課 (〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目)	TEL 0126-20-0067
■公	害	南幌町住民課環境交通係 (南幌町役場 1 階)	TEL 011-398-7047
		北海道空知総合振興局 保健環境部環境生活課 (〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目)	TEL 0126-20-0041
■上	水道	長幌上水道企業団 (〒069-1334 夕張郡長沼町錦町北 1 丁目 1 3 番 1 号)	TEL 0123-82-5700
■下	水道	南幌町都市整備課都市施設係 (南幌町役場 1 階)	TEL 011-398-7226
■道	路	南幌町都市整備課土木係 (南幌町役場 1 階)	TEL 011-398-7214
■電	気	北海道電力株式会社栗山営業所 (〒069-1513 夕張郡栗山町朝日 3 丁目 9 9 番地)	TEL 0123-72-1071
■通	信	N T T 東日本	
■工場立地法届出		南幌町まちづくり課地域振興係 (南幌町役場 2 階)	TEL 011-398-7021

年 月 日

南幌流通団地事業用定期借地権設定申込書

南幌町長 様

住 所

企 業 等 名

代 表 者 名

印

次により、南幌流通団地に係る事業用定期借地権設定条件を了承のうえ、関係書類を添えて事業用定期借地権の設定を申し込みます。

借 地 希 望 区 画	区画
借 地 希 望 面 積	m² 南幌町分譲地 m² 北海道住宅供給公社分譲地 m²
分 譲 所 在 地	空知郡南幌町 番
借 地 希 望 日	年 月 日
新設移転等区分	新設 ・ 移転 ・ 増設 ・ その他 ()
本 社 企 業 名	
法 人 番 号	
本 社 所 在 地	
代 表 者 職 氏 名	

【担当者連絡先】

所属名		
職氏名		
連絡先	T E L	
	F A X	
	メール	

工場等立地事業計画書

年 月 日

南幌町長 様

住 所

企 業 等 名

代 表 者 名

印

1 企業（本社）の概要

本 社 企 業 名			
法 人 番 号			
本 社 所 在 地			
設 立 年 月 日	年	月	日
資 本 金	百万円		
総 従 業 員 数			
事 業 所 数			
主 要 事 業			
事 業 内 容			
業 種 (日本標準産業分類)	大分類：	中分類：	
	小分類：	細分類：	
主 要 取 引 先			
主 要 取 引 銀 行			

2 立地事業所の概要

事 業 所 名			
事 業 内 容			
業 種 (日本標準産業分類)	大分類：	中分類：	
	小分類：	細分類：	
主 要 製 品			
工 事 着 工 予 定 日			
操 業 開 始 予 定 日			

3 工場等立地に係る投下固定資産

(1) 予定建築物等

種類	名 称	構 造	階数	建築面積	延床面積	取 得 価 格
				m ²	m ²	円
				m ²	m ²	円
				m ²	m ²	円
				m ²	m ²	円
				m ²	m ²	円
				m ²	m ²	円
合 計				m ² (建ぺい率 %)	m ² (容積率 %)	円

※種類番号 ①事務所、②工場、③倉庫、④その他

(2) 償却資産

種類	名 称	数量	取得年月日	取 得 価 格
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計				円

※種類番号

①構築物、②機械及び装置、③船舶、④航空機、⑤車両及び運搬具、⑥工具・器具及び備品

4 工場等立地に伴う雇用計画

(単位：人)

	常用雇用者			その他の雇用者			合計
	町内	町外	計	町内	町外	計	
操業開始前	()	()	()	()	()	()	()
操業開始時	()	()	()	()	()	()	()
操業開始後 1年後	()	()	()	()	()	()	()

※ () は新規雇用者数

※新規常用雇用者は、雇用保険被保険者資格取得確認通知書による通知を受けた者をいう。

5 工場等立地に係る法令等の規定による許認可等

根拠法令・条項	申請先	申請年月日 ※予定	許認可等の有無 ※見通し

6 公害防止の措置

項目	対象施設等	対策
大気汚染	☐ 該当なし ☐ 該当あり（施設： ）	
水質汚濁	☐ 該当なし ☐ 該当あり（施設： ）	
騒音・振動	☐ 該当なし ☐ 該当あり（施設： ）	
悪臭等	☐ 該当なし ☐ 該当あり（施設： ）	
その他	☐ 該当なし ☐ 該当あり（施設： ）	

7 立地事業所でのSDGs及び脱炭素化に向けた取り組み事項

--

8 町内企業との新規取引・取引拡大の見込み等

--

9 担当者連絡先

所属名		
職氏名		
連絡先	TEL	
	FAX	
	メール	

誓 約 書

南幌町長 様

私は、南幌流通団地事業用定期借地権設定申込みにあたり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記誓約に反することが明らかになった場合は、事業用定期借地権設定申込み並びに事業用定期借地権設定契約等の解除をされても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、南幌町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

年 月 日

所在地 〒

商号又は名称
代表者

印

下記に該当する場合、暴力団関係事業者と判断します。

1. 役員等（個人事業者である場合にはその個人、法人である場合にはその役員又は支店、営業所等の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
2. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
3. 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。